

平成29年度 第3回京丹波町子ども・子育て審議会 議事概要

日時：平成29年10月31日（火）午前10時00分～11時30分
場所：瑞穂保健福祉センター2階 集団指導室
欠席委員：5名、途中退席：1名

1 開会あいさつ（会長）

会 長：秋晴れの良い天気を迎え、今日から町長選ならびに町議選、京丹波町にとって大事な選挙が始まった。11月5日が投開票である。昨日、町長選に挑む4候補の討論会が山村開発センターで行われた。皆様に審議していただいている子育て支援、また、認定こども園についての意見等もあったようである。そういった意味で、慎重に審議をしなければならぬと再認識をさせていただいたところである。

今日、3つの議題について審議をいただくが、今回は第3回目の審議会、統合園舎整備検討部会に参加いただいた方は6回目を迎える。今後、第4回、第5回審議会の日程も資料にあるが、年内最後までご協力いただき、細部にわたってのご意見を十分に聞かせていただくようお願いして、開会のあいさつとする。

2 協議事項

(1) 統合園舎整備検討部会における検討結果について（新園舎の整備方針）

【事務局による提案】

会 長：委員の皆様からご意見をいただきたい。

委 員：クラス編成の定員について、統合園舎整備検討部会で「4～5歳児」の定員が20人となっており、他の園と同じ25人定員にしてはどうかと提案したが、変更ないということか。

⇒事務局：「4～5歳児」については、他の2園の定員である25人に準じた受け入れ枠の確保を考慮したうえで施設整備を検討することとしているので、今後計画として考える際、施設整備をする際における検討材料としてご提案を受け止め、調整したい。

ただし、新園舎の定員としては、180人定員という形で示しているが、受け入れ枠は確保できる形で施設整備を調整できるよう、今後、事務局としても検討したい。

委 員：クラス編成の「0～5歳児」への職員配置基準で、参考として国と府、町独自の基準があるが、例えば0歳児で14人の定員に対して、2つのクラスに分

けると1人あたりの定員が7人となったときには、職員配置の児童数3人に対して職員が1人ということは、この場合、職員2人は必ず配置するというのか。

また、「1～5歳児」について、国や府の配置基準よりも町の配置基準の方が1人の職員で少人数をみるということは、それだけ職員の目が行き届く形で町の配置基準を設定されているということか。認定こども園でも町独自の配置基準を進めるということによいか。

⇒事務局：町独自基準として、国や府よりも手厚い対応ができるように職員の配置基準を設定しているが、「保育士確保が困難であることを理由に、入所申込に関する調整を行う必要がある場合等には、状況に応じて府認定基準を用いて対応する」こととしている。途中入所を受ける場合に、町独自の配置基準では受け入れができないという場合でも、国・府の基準に応じて受け入れができる待遇をとる。町独自の配置基準としては手厚い対応として設定しており、合わせて臨機応変な対応も整備方針に掲げている。

委員：完全給食は、個人的にはバランスも良く、ありがたいと思うが、京丹波町にはベジタリアンの方や、アレルギーとは関係なく肉を食べない主義の方、上白糖を摂らない、油は特定のものなど、こだわりのある方もおられる。そのような方にはお弁当を持たせるなど、柔軟な対応はできるのか。

⇒事務局：今後の検討課題であるが、アレルギーの方などは今も臨機応変に対応している。完全給食であることで、必ず給食を食べなければいけないとは思っていない。今の保育所と同じ形で除去をしたり、除去で対応できない部分はお弁当を持ってきていただいて対応するなど、できるだけ保護者の意向に沿った形で対応できるよう今後も検討したい。

委員：将来の推計人口について、新園舎ということであれば、かなり長く使うことになると思うが、平成34年で入所児童162人の予定と示されている。全国的に少子化が進む中で、もう少し長い中長期的な入所児童数の推計は出されているのか。

⇒事務局：平成27年度に「子ども・子育て支援事業計画」を策定したが、その際に将来推計人口を長い年数で計算している。それに基づき、建設年度の平成34年度以降に人口が増える要因がないかを見たところ、現時点で平成34年度以降に子どもの数が増える見通しがなく、全国的な平均と同じく下がっていく方向であったため、新園舎を整備する平成34年度を基準として今回は設定している。

委員：子育て支援センター事業について、現在、みずほ保育所やわちエンジェルは園舎内で実施されていると思うが、新たに別個に子育て支援センターを設けることになるのか。現在、実施している2箇所の問題があるのか。

⇒事務局：子育て支援センター事業については、丹波、瑞穂、和知それぞれ園舎内や、丹波は生涯学習センターの2階で実施している状況であるが、利用する子どもや保護者の数も年々少し減っている傾向であり、ここ数年では、それぞれのセンターが交流する交流事業を多く持っている傾向にある。このような状況を踏まえ、「子ども・子育て支援事業計画」においても、平成31年度に子育て支援センター事業を拠点型の施設として1ヶ所設置することとしている。今後は、拠点型の施設1ヶ所を起点として、丹波、瑞穂、和知にそれぞれ出向いて事業を展開していくという形で新園舎の整備方針にあげている。

委員：子育て支援事業の参加者が減っているという点で、子育て支援センターを利用してきただ中で感じることは、瑞穂であれば狭い室内だけでしか遊べないし、園庭は保育所の子どもたちが遊ぶので、支援センター利用者は遊べない。こういったことが原因で利用者が減っているのではないか。このような点も、今後の課題にあげていただきたい。

委員：土・日に近くの子どもが遊びにいける環境について、教育委員会はどのように考えているか。閉門しているケースが多いと思う。遊具の利用や小学生の出入りなど、休日に関する対応はどのように考えているのか。

⇒事務局：安全面を考え、休日は閉門としている。幼稚園については、施設の安全面の管理が難しいことから休日は活用することなく、閉門としている。平日は、小学校・中学校の校庭については、申込みをしていただいて活用している状況である。

委員：病児保育事業について、病院の医師を配置しなければならないなど、難しいと思うが、病児保育以外で、児童が急に熱を出したり、体調不良になられた場合に保護者が迎えにこられるまでの緊急的な預かりとして、体調不良児対応型施設としての整備は難しいか。

⇒事務局：体調不良児対応型施設も、受け入れには難しい面があり、この整備方針は1園のみの形であるが、瑞穂、和知も含めた3園を同じ土台の元で新たに出発するという観点からすると、1つの園のみ体調不良児対応型施設として対応することは課題があるので、今後検討するが現時点では難しいと考えている。

会長：検討結果について、ご異議のない方は挙手をお願いします。

(出席委員全員の挙手)

全員挙手をいただいた。審議会として「町立認定こども園開設に係る基本構想」の第3章「新園舎の整備方針」を決定する。

(2) 併設施設の整備方針について

【事務局による提案】

- 会 長：委員の皆様からご意見をいただきたい。
- 委 員：3点伺いたい。1点目、子育て支援ルームは、旧3町のすべての認定こども園に設置する想定なのか、それとも、今回建築する新園舎において設置するだけで他の2園については、現行の形で進めるということなのか。2点目、療育事業施設について、これも新園舎のみなのか、3地域すべての施設で取り組みを進めるのか。3点目、療育事業施設の職員は、町の職員としての作業療法士、理学療法士などを配置するのか。それとも小学校などの学校職員や幼稚園職員としての扱いとなるのか。
- ⇒事務局：1点目の子育て支援ルームに関して、新しい施設のみに設置するのではなく、瑞穂と和知で、現在、子育て支援センターとして開設しているものを同じ形で設置しようと考えている。内容は今後検討する必要がある。新園舎のみで形態を考えるのではなく、同じ形態で3園の開設を考えている。
- 2点目の療育事業施設については、通所施設として、現在、3保育所に通っておられる子ども、未就園の子どもに対応しているので、方式としては、認定こども園になっても通所施設として事業を行っていきたいと考えている。3点目、職員については、現在、療育事業に作業療法士、臨床心理士、保育士等が配置されているが、組織的なことについては今後の検討課題としたい。
- 会 長：事務局で委員の皆様からいただいたご意見を整理し、併設施設の整備方針の中に盛り込んでいくものとした。特にご異議がなければ、審議会としては提案内容で事務局に整理していただくこととした。

(3) 町立認定こども園開設に係る基本構想について

【事務局による提案】

- 会 長：委員の皆様のご意見をお聴きしたい。
- 委 員：入所対象児童について、今までは1号認定の子どもたちは幼稚園、2号・3号認定の子どもたちは保育所に通うことになっているのが、認定こども園になれば、1号から3号認定のすべての子どもたちが1つの施設に通うことになる。
- これまでであれば、幼稚園に通っていた子どもの保護者がお仕事を始められ、いわゆる「保育が欠ける」状態になった場合に、幼稚園を離れて保育所に入所という形で対応せざるを得ないと思うが、認定こども園になれば、同じクラスに所属した中で、この子どもは明日から2号認定扱いになるので、お昼寝もして遅くまで残ることになるというように、同じ施設の中での対応になるのか。そうした場合、「明日から仕事をするので2号認定にして欲しい」という場合が出てくるかもしれないが、どのような対応になるのか。

⇒事務局：現状においても、瑞穂と和知においては、幼稚園部門という扱いで子育て支援センター短時部があり、短時部におられる子どもの保護者がお勤めされると、保育所部門である長時部へ認定変更され、長時間お預かりするという対応をしている。認定こども園になった場合は、転園という形ではなく、同じクラスで認定が変わる、1号認定から2号認定へ変わるという形で、子どもの所属場所が変わるといった影響がない対応ができると考えている。「明日から勤める」というような場合は、できるだけ早く対応するが、認定の審査が必要であるため、子どもへの影響も考えて、できるだけ事前に、お聞きして対応を考えたい。いろいろな事情もあると思うので、これまでと同様、相談や対応をしていきたい。

委員：完全給食について、1号認定の子どもは、春季・夏季・冬季休業があるが、保育として子どもを預かっていただく場合、両親が共働きということもあるので、休業時に給食がなく、お弁当を用意しなければならないことがあると思う。できれば、休業時も給食を利用できる形を考えていただきたい。

⇒事務局：提案として受け止め、事務局でも検討したい。ご要望としてお聞かせいただきたい。

委員：職員の研修を進めていると思うが、認定こども園の職員はどのような立場になるのか。

⇒事務局：管轄が内閣府になる。研修については今後の課題である。立場としては、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を有した「保育教諭」という扱いの職員となる。

委員：新任の職員も同じことだと思うが、職員の募集の際に懸念はないか。

⇒事務局：募集要項にも、両方の免許を持っている人という形で募集しているので問題はない。

委員：幼稚園教諭の研修は、小学校・中学校と同様、京都府の研修を受ける権利があると思う。保育教諭となった場合の研修を受ける権利はどうなるのか。新任教諭であれば、新任研修という形で、京都府の小学校・中学校・幼稚園の教職員が1年間研修を受ける権利があると思うが、同じように研修を受けられるよう検討していただきたい。

⇒事務局：現在は、京都府で研修を受け入れていただいているが、今後の動向はつかめていない。

会長：再確認が必要な案件である。重要な案件なので、安易にはいかない、時間がかかるかもしれないということである。

委員：一日の活動計画について、今まで須知幼稚園でも、預かり保育の対応があるが、1号認定の子どもに関して、特別な用事ができた場合に預かり保育の対応をして欲しい。2点目に、幼稚園バス、遠いところから来る子どものための送

迎用バスについての計画と整備について教えていただきたい。送迎用バスを出すことになれば、1号認定の子どもだけを対象とするのか、例えば1号認定100人のうちバス利用が4人といった状況でもバスを出すのか。

⇒事務局：1点目の預かり保育について、保護者が就労されている場合は、2号認定であるため、預かり保育は設定していないが、地域子育て支援事業の一時預かり事業（1号認定児童対象）という形での対応を検討している。ただし、就労などで恒常的な利用と判断できる場合は、認定を変更していただくという対応になる。預かり保育は実施せずに、一時預かりで対応することを現時点では考えている。2点目、通園バスの廃止は考えていないが、人数や保護者のニーズによって、考えていかなければならない案件である。

委員：保育時間について、今、土曜日にも仕事の方が多いと思うが、土曜日の午後0時30分までという時間は変更しないのか。

⇒事務局：保育所では、土曜日に仕事がある方については午後0時30分までとしている。

委員：土曜日の午後0時30分までというのは、どのような仕事をされている方を対象にしているのか。この状態では、土曜日は勤められない、土・日が休みの仕事しか探せないという状況にあると思うが、どのように考えているのか。

⇒事務局：現在は、シフト勤務の方や、パート勤務の方が多いと想定している。今後の女性の働き方も踏まえて、検討課題と考えている。

委員：わちエンジェルの暖房燃料、木材チップの暖房はどのような稼動状況か。

⇒事務局：本稼動は11月からであるため資料がないが、試運転では、灯油の暖房と違い、音も静かでじわじわと身体に優しく暖かい印象であった。

会長：それでは、今までに受けた質問などを反映して、次回の会議で提案していただきたいと思う。

(4) その他

会長：事務局から何かあるか。

⇒事務局：事務局からはない。

3 報告事項

○子育て応援フェスタについて（南丹保健所）

⇒南丹保健所から平成29年11月26日（日）に開催される「京都丹波子育て応援フェスタ2017」の説明。

4 次回以降会議

【事務局による提案】

- ・ 第4回審議会

日時：平成29年11月17日（金） 午前9時30分から

場所：瑞穂保健福祉センター2階 集団指導室

- ・ 移住起業出張相談会（12/9 メルパルク京都）の紹介

5 閉会あいさつ（副会長）

副会長：本日の議事項目も、細部にわたり熱心な審議をいただいて決定と確認がされたのではないかと思います。次回会議は11月になるが、細部にわたる計画の内容についての議論になると思うので、引き続きお願いしたい。

閉 会